

道路事業の事業主体、施行区分について
－答申－

平成23年11月25日

社会資本整備審議会

道路事業の事業主体、施行区分に係る意見について

標記の件については、下記の通りとする。

【道路・街路事業】

事業名		意見
高速横浜環状北西線	<small>よこはま あおば</small> 横浜青葉IC・JCT～ <small>こうほく こうほく</small> 港北JCT・港北出入口	事業主体、施行区分については、 妥当である